

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	報酬等の法定調書等作成に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

香川県は、報酬等の法定調書等作成に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

香川県知事

公表日

令和7年3月5日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	報酬等の法定調書等作成に関する事務
②事務の概要	審議会委員、講師等への報酬、料金等の支払いに当たり所得税法に基づき源泉徴収し、個人番号の提供を受け、これを記載した源泉徴収票や支払調書等を作成し、税務署や市区町村に提出する。
③システムの名称	財務会計システム
2. 特定個人情報ファイル名	
債権者債務者ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第9条第4項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施しない]
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務部総務事務集中課
②所属長の役職名	総務事務集中課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒760-8570 香川県高松市番町四丁目1番10号 香川県総務部総務事務集中課 087-832-3811 〒760-8570 香川県高松市番町四丁目1番10号 香川県総務部知事公室広聴広報課県民室 087-832-3061
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒760-8570 香川県高松市番町四丁目1番10号 香川県総務部総務事務集中課 087-832-3811
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年2月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年2月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
基礎項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [☐]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [☐]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [☐]接続しない(入手) [☐]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	香川県県情報セキュリティポリシー及び特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等編)に則り、漏えい・滅失・毀損を防ぐための安全管理措置を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年6月30日	Ⅱ-1 対象人数 計数時点	平成26年3月31日	平成27年12月31日	事後	しきい値判断にも変更がないため、重要な変更には該当しない。
平成28年6月30日	Ⅱ-2 取扱者数 特定個人情報ファイル取扱者数	500人以上	500人未満	事後	しきい値判断にも変更がないため、重要な変更には該当しない。
平成28年6月30日	Ⅱ-2 取扱者数 計数時点	平成26年3月31日	平成27年12月15日	事後	しきい値判断にも変更がないため、重要な変更には該当しない。
平成28年6月30日	I-5-② 所属長	総務事務集中課長 森岡英司	総務事務集中課長 川池陽子	事後	人事異動に伴う形式的な記載の変更であるため、重要な変更には該当しない。
平成29年6月5日	I-5-② 所属長	総務事務集中課長 川池陽子	総務事務集中課長 岡田総一	事後	人事異動に伴う形式的な記載の変更であるため、重要な変更には該当しない。
平成30年6月5日	I-5-② 所属長	総務事務集中課長 岡田総一	総務事務集中課長	事後	様式変更による
	Ⅳリスク対策	記載なし	Ⅳリスク対策に記載のとおり	事後	様式変更による
令和2年6月1日	Ⅱ-1 対象人数 計数時点	平成27年12月31日	令和1年12月31日	事後	しきい値判断にも変更がないため、重要な変更には該当しない。
令和2年6月1日	Ⅱ-2 取扱者数 計数時点	平成27年12月15日	令和2年6月1日	事後	しきい値判断にも変更がないため、重要な変更には該当しない。
令和7年3月5日	I 関連情報 3.関連情報 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号) 第9条第3項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号) 第9条第4項	事後	法改正による変更
令和7年3月5日	I 関連情報 9.規則第9条第2項の適用	—	—	事後	様式変更による
令和7年3月5日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和1年12月31日時点	令和7年2月1日時点	事後	
令和7年3月5日	Ⅱ しきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年6月1日時点	令和7年2月1日時点	事後	
令和7年3月5日	Ⅳ リスク対策 8.人手を介在させる作業	—	Ⅳリスク対策に記載のとおり	事後	様式変更による
令和7年3月5日	Ⅳ リスク対策 11.最も優先度が高いと考えられる対策	—	Ⅳリスク対策に記載のとおり	事後	様式変更による